

利用料金

ご相談や支援計画の作成は無料です。
契約後の「生活支援員」によるお手伝いには
次の料金がかかります。



援助の内容	利用料金
1 福祉サービス利用援助 2 日常生活上の手続き援助 3 日常的金銭管理	1回1時間まで 1,600円 以降30分ごとに600円が加算されます。 ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間まで 2,000円になります。
4 書類等預かりサービス	基本料 2,000円(1年間) 利用料 500円(1か月)

- 生活支援員宅から利用者宅までの往復の交通費は利用料金に含まれますが、利用者宅から金融機関等への移動にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。
- 一部市町村においては、利用料の減免制度を実施しています。
- 生活保護世帯は無料です。

この事業に対する苦情は

契約を結んだ市町村社会福祉協議会 又は 埼玉県社会福祉協議会
の苦情受付担当者にご相談ください。
解決に向けて取り組みます。

- 不満や苦情は、よりよいお手伝いを行うために役立ちますので、遠慮なくお話しください。
- あなたが苦情を言ったことで、社会福祉協議会の専門員や生活支援員が、あなたにつらくあたったり、差別するようなことはありません。
- この事業の運営監視を行う「埼玉県運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。

苦情相談:埼玉県運営適正化委員会 電話 048-822-1243

ご相談・お問合せ先 ～相談は無料です。～

ご相談 お住まいの市町村社会福祉協議会

お問合せ

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
（午前9時～午後5時 ※土日・祝日・年末年始除く）

電話 048-822-1299
FAX 048-822-1406

あんしん生活を支援します。

福祉サービス利用援助事業

あんしんサポートねっと

安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、
福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

◆この事業は、社会福祉法に定められた「第二種社会福祉事業」です。

ご利用できる方

生活していく上で、一人で判断することに不安のある
高齢者や知的障害・精神障害などの方

対象とならない方(例):お身体に障害があるが、判断能力に問題のない方。ご本人の利用意思が確認できない方。
ご本人の判断能力の低下により契約内容の理解が困難な方。等

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

あなたの秘密はまもります。

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

このようなことでお困りではありませんか？

福祉サービスの利用のこと

- どのような福祉サービスがあるのかよくわからない…。
- 利用のしかたが難しくて、どう進めればよいのかよくわからない…。
- 知らない人と話すのが苦手なので、係りの人に自分のことをうまく伝えられない…。
- 利用している施設の職員に言いたいことがあるけど、言いづらいなあ…。



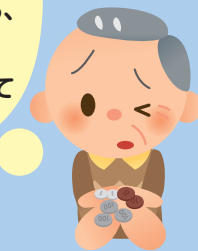
日々の暮らしのこと

- いろいろと郵便物がきているけど、税金関係の書類は細かい字で書いてあってよくわからない…。
- 市役所に行って年金の申請をしなくちゃいけないけれど、どの書類をもって行けばいいのかなあ…。



暮らしに必要なお金のこと

- 水道代や電気代の支払いを忘れてしまう…。
- 福祉サービスの利用料や病院の支払いをしてほしい…。
- お金をもらったらすぐに使ってしまうから、生活費がなくなってしまう…。
- 一人だと、悪質な業者の勧誘にひっかかってお金をとられてしまうのではないかと心配…。



大切な通帳や書類のこと

- 預金通帳と印鑑を自分でもっていると、無くしてしまいそうで心配…。
- 保険証や年金証書のしまった場所をいつも忘れてしまう…。
- 大事な預金通帳や土地権利証を誰かに盗られてしまうのではないかと心配…。



あんしんサポートねっとでお手伝いできないこと

- (例) ○施設等の入所契約。病院等の治療・入院に関する契約。身元引受人や保証人になること。
○介護・買い物・掃除・外出の付き添いなど。
○債務を整理することや確定申告等の専門的な手続きを要すること。

あんしんサポートねっとでは、このようなお手伝いをしています。

基本

①福祉サービスの利用のお手伝い (福祉サービス利用援助)



- 定期的に訪問して、ご相談をお受けします。
- 福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。
- 福祉サービス利用の際、係りの人にあなたの気持ちをお伝えします。
- 福祉サービスの利用に対して苦情があれば、一緒に解決のお手伝いをします。



選

②日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝い (日常生活上の手続き援助)



- 郵便物を整理して、内容をご説明します。
- 市役所で行う手続きがあれば、一緒に行き、届け出や申し込みなどのお手伝いをします。

択

③日常の暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝い (日常的金銭管理の援助)



- 福祉サービスの利用料や病院代、公共料金などのお支払いをします。
- 銀行や郵便局に行き、生活に必要なお金をお届けします。
- 銀行や郵便局でお金を出し入れし、お金の使い方を確認します。

※ご希望により、日常的金銭管理に使用する通帳と印鑑をお預かりすることができます。

④大切な書類などのお預かり (書類等預かりサービス)



- 年金証書 ● 実印や銀行印 ● 預貯金の通帳 (合計1,000万円まで)
- 不動産の権利証又は契約書 ● 契約書類 ● 保険証書

※お預かりした書類等は、金融機関の貸し金庫で保管します。

※書画・骨董品・貴金属・株券・現金などはお預かりできません。

※お預かりするものが高額な場合は、他のサービスをお勧めすることがあります。

※基本サービスの福祉サービス利用援助に加えて、選択サービスのお手伝い(援助)を行います。(選択サービスのみの利用はできません。)

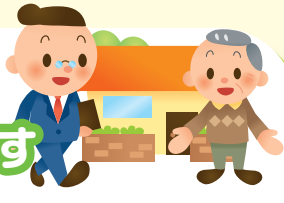
利用のしかた

ご相談を受け付けます



- まずは、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- 社会福祉協議会の職員(専門員)が困りごとや心配ごとなどのお話をお聞きます。

訪問し、話し合います



- 社会福祉協議会の職員(専門員)がお宅に訪問し、困りごとの状況や生活状況などを詳しくお伺いします。
- 困りごとの状況によっては、他の関係機関をご紹介します、問題が解決できるようにお手伝いします。

お手伝いの内容を考えます



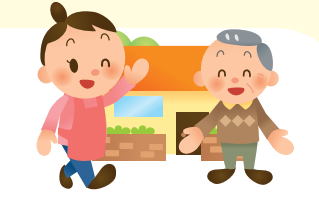
- 社会福祉協議会の職員(専門員)が、あなたと一緒にお手伝いする内容を考え、計画書をつくります。
- お手伝いの計画はいつでも変更できます。

お手伝いの内容を書面で約束します



- あなたと契約を結びます。
- あなたの契約する判断能力の有無が判断できない場合は、福祉・医療・法律分野の専門家による「契約締結審査会」で、ご利用できるかどうかの審査を行います。

お手伝いが始まります



- 社会福祉協議会に所属する「生活支援員」が定期的に訪問し、支援計画のとおりにお手伝いをします。
- 他に困りごとや心配ごとが出てきたら、社会福祉協議会の職員(専門員)や生活支援員にご相談ください。必要に応じてお手伝いをします。